

No.147
2011.11

広報ねば



村の木 す ぎ

村の花 岩つづじ

私たちの村	
人口と世帯 23年9月30日現在	
総人口	1,112人
男	558人
女	554人
世帯数	432世帯

発行 根羽村役場
〒395-0701 長野県下伊那郡根羽村1762
TEL 0265-49-2111 FAX 0265-49-2277

ホームページアドレス <http://www.nebamura.jp>
メールアドレス info@nebamura.jp
印刷 龍共印刷株式会社



第25回根羽やまいフェス
ティバルが盛大に開催されま
した。

※詳細は2ページ

11月号の主な内容

やまいフェスティバル	2ページ
議会だより	3～5ページ
平成22年度決算状況	6・7ページ
平成22年度決算に基づく健全化判断比率の公表	8ページ
根羽村職員の給与等についての公表	9ページ
中学生模擬議会	10ページ
各種お知らせ	10・11ページ
戸籍だより他	12ページ

第一十五回根羽やまあいフェスティバル

十月一・二日に
盛大に開催される

平成二十三年度
根羽村功労者表彰



▲洞別対抗綱引き



▲放鳩セレモニー



▲中学校吹奏楽部の演奏



▲やめられないとまらない



▲ふるさと百選選定団体特産品販売



▲風越高校吹奏楽部による演奏



▲アクロバットショー



▲ふれあい移動動物園



▲功労者表彰等を受賞された方々

今年で二十五回目を迎えた根羽やまあいフェスティバルが十月一日・二日の二日間盛大に開催されました。両日とも天候に恵まれ、一日の運動会では、放鳩セレモニーに始まり、洞別対抗綱引き、地区対抗リレーなどが行われ、小学校入学前の子供さんから老人クラブの皆さんまで、様々な種目で選手の皆さんさんはもちろん、観客の皆さんも大きな声援を送るなど、楽しい一日を過ごしました。

二日の特設ステージではアクロバットパフォーマンスショーをはじめ、根羽中学校吹奏楽部・根羽小学校ふるさと太鼓の演奏

会、風越高校吹奏楽部演奏会、文化協会による芸能発表等が行われました。

また、グランドでは、チャンソーライブの実演、体育協会によるチャレンジコーナーに加え、ふれあい移動動物園が、ポニーの乗馬とあわせ、盛況に開催されました。また、各種販売では、平成二十一年に長野県内で根羽村を含め四地域が選定された「ほんの里一〇〇選」交流会が行われ、栄村、小川村、飯田市下栗地区から地域の方がお店され特産品を販売するなど多彩な催し物でにぎやかな歓声が響きました。

村では毎年、行政・経済・文化・その他各方面で顕著な功績や他の模範となる善行に彰しています。

この表彰は、表彰審査委員会の答申を受けて行うもので、十月一日のやまあいフェスティバルの運動会の会場で表彰されました。表彰者は次のとおりです。

• 功労者
小木曾亮式
片桐和人
浅井加恵子
石原セツ子
「天下杉」
様 様 様 様 様
• 感謝状
東洞老人クラブ
㈱JTN 様
㈱リンクス 様

会議だより

九月定例会

二十二年度決算認定等 十八議案について審議

九月十五日・十六日・二十日の三日間にわたり九月定例会が開催されました。内容については次のとおりです。

一般質問

原六賦

質問 リニア中央新幹線の飯田駅については、広域連合が提唱する箇所とJR東海の計画箇所が異なっているなか、今後の当村の方向について村長の考えをお伺いします。

R 東海へ要望しましたが、今回公表されたものは大きくかい離するものでした。

この結果を受け、広域連合では中核市の飯田市が発展することが地域の発展に繋がることとし、十三町村が一致団結し、支援していくことが確認され、

と協議をしてきました。協議

回答 リニア中央新幹線は平成三十九年の開通を目指して
おり、この八月五日に長野県
内のルートについて発表され
ました。飯伊地域においても、
八月十八日に環境配慮書につ
いて説明がされ、七百名を超
るの方々が聴き込みに参

昨年八月に、広域連合では現駅への併設、地域との充分な協議の実施について、更に飯伊地域期成同盟会では、水源域の回避、アクセス・利便性の向上の二項目を加え、J

思いは理解頂けたが、現駅併設は非常に厳しいという広域連合長から報告を受けました。駅の設置については、最終的にはJR東海の判断になりますが、今まで協議してきた

そして、何より重要なのは、惠まれた自然、温かい人情、そして風景など、地域にある資源にいかに魅力をつけ、都市部の人が訪れてみたい、できれば住んでみたいという地域にしていくことだと思います。そのために、飯田市からのアクセスの見直しも必要だ、と考えておりますし、受け入れる我々の資質向上が何よりも大切と 생각합니다。

協力できることは協力していきたいと思います。

駆設置のメリットをいかに地域に築いていくのかが、これからの課題になると思います。いずれにしても、中核市の飯田市の発展が、地域の発展という広域連合の共通認識であり、当村もその一員として、一緒に取り組みたいと考えています。

NPOについてでは、今年は
り村内の森林資源、水資源、
遊休農地等あらゆる里山資源
の活用を図りながら、持続可
能な地域づくりを目指して様々な
活動がされるようになります。

しかし、全体を二〇円で各
トする人の人件費、規格外品
活用の為の開発費については、
宅配事業から捻出するのは困
難で、この部分については村
として積極的に応援したいと
考えて いますので、ご理解を
お願いします。

NPOについてでは、今年より村内の森林資源、水資源の活用を図りながら、持続可能な地域づくりを目指して様々な活動がされるようになりました。

現在四部会で構成されたり、その中の農業推進部会には、遊休農地活用班、トウモロコシ班、そば・大豆班、被害対策班があり、今年度は遊休農地の解消対策として、特産品として定着しているトウモロコシに付加価値を付け販売し、作付け意欲の向上販路を開拓し、販売生産量の増加を目的としてサニーショコラの予約、宅配販売を実施しました。

参加農家は十軒で、NPO自身も作付けをし、併せて被害対策の取り組みも試験的に実施しました。

質問 NPO法人「矢作川源流の森ねば」が四部会、七事業に分かれ本格的な活動を開始しましたが、その中でトウモロコシ部門の成果と、今後この法人に対し村はどの様に関わるのか村長の考えをお伺いします。

道の駅等での直接販売千三百本、加工用に冷凍保存したものの百五十kgで、新聞等の広告ネットサイトの活用、NPOが直接生産した部分の賃金など、採算では収支がバランスのとれたものであつたと聞いています。

NPOについてでは、今年より村内の森林資源、水資源、遊休農地等あらゆる里山資源の活用を図りながら、持続可能な地域づくりを目指して様々な活動がされるようになります。

現在四部会で構成されており、その中の農業推進部会には、遊休農地活用班、トウモロコシ班、そば・大豆班、獣害対策班があり、今年度は遊休農地の解消対策として、特産品として定着しているトウモロコシに附加価値を付け販売し、作付け意欲の向上販路を開拓し、販売生産量の増加を目的としてサニーショコラの予約、宅配販売を実施しました。

参加農家は十軒で、NPO自身も作付けをし、併せて競争力の実施しました。

四万本を作付けし、A級品

活用の為の開発費については、宅配事業から捻出するのは困難で、この部分については村として積極的に応援したいと考えていますので、ご理解をお願いします。

そば・大豆班も、今年二軒の方が参加され、昨年度と比較すると倍増しています。今後も増やして頂き、農地の有効活用、収穫されたそばの村内活用に大きな期待をしています。

村内農地の四割強が遊休農地という現実の中、この状況を食い止め、遊休農地を活用することで、生産販路の確立、企画外品の二次加工による新たな産業の創出に結びつけたないと考えており、その中心がNPOであり、事業運営のシンクタンクとして、農家の取りまとめ役、事業の実行部隊として機能を發揮して欲しい

と思つております。村として事業の立ち上げに係る部分、地域全体で支える部分については、議会の皆さんと相談する中で、積極的に支援したいと考えています。

-
-
-
-
-

◆石原明治議員

質問 遊休荒廃地の解消策として、そば・大豆等の栽培がされていますが、収穫を迎えていたり、種類・性能・金額も異なり、充分対応したものではないと考えています。

鳥獣被害が発生している等、現在その対策に奔走しております。

防護柵などの初期投資に対して村の応援が必要と考えますが、村長の考えをお伺いしています。

平成二十二年度には、猪二百三頭、日本鹿百八頭、猿十七頭を捕獲し、昨年から今年にかけては特に猪の被害が多い状態です。

村では捕獲と防護の両面から、それぞれ対策を講じてきました。捕獲では、猟友会の方々に日夜ご協力を頂き、この場を借りて感謝申し上げます。

ます。

防護対策として、村では有害動物防除対策補助金制度があり、現在電気牧柵・トタン・防除ネット等の設置に係る、原材料費について一定の補助をしています。

しかし、要綱を定めた当時から、種類・性能・金額も異なり、充分対応したものではないと考えています。

農業を行うために、獣害対策は必須であり、その重要性は誰もが認めるところであります。農産物の生産安定、品質向上をはかるため、補助金の全面的な見直しを検討しました。今回の要綱では、個人設置の時は二分の一、三戸以上の共同設置の時は、三分の二を村で補助します。これにより、隣接した農地を連携し、できるだけ広い範囲を対象とし、従来を上回る成果を期待しています。

◆石原賢藏議員

質問 我々議員も同行した村内全地区の懇談会を終え、大変な地区があると感じるなか、今後の対応について村長の考え方をお伺いします。

回答 六月十日の高橋地区を皮切りに、八月三日に全地区での懇談会が終了しました。今回の懇談会では、第四次根羽村総合計画後期基本計画と平成二十三年度予算の概要について説明をしました。

懇談会では、どの地区でも多くの方に出席頂き、様々な意見、要望をお聞きすることができました。生活に密着した道路等への要望、村づくりへの提案等、細部にわたつて多くの意見が出されました。緊急を要するもの、すぐできるものについては、既に対応させて頂いており、検討を要する事項については、内部検討を行なうなかで、議会の皆さんとも相談し、今後の対応を考えたいと思つております。

村内共通の要望として、有害鳥獣対策、遊休農地の解消、高齢化に対する対策について、要望、意見が出されました。それぞれ解決するには、多くの課題をクリアしなければなりませんが、議会の皆さん、村民の皆さんと一緒になつて積極的に取り組んでいきたいと考えております。

回答 リーマンショックを契機に、世界的な金融危機など厳しい経済状況に陥り、当地域も直接影響を受けており、その後の経済回復はなかなか地方まで波及しづらいのが現状です。更に円高・震災・台風等の影響により日本経済の先行きは益々不透明な状況にあります。

◆石原賢藏議員

質問 我々議員も同行した村内全地区の懇談会を終え、大変な地区があると感じるなか、今後の対応について村長の考え方をお伺いします。

◆石原賢藏議員

質問 我々議員も同行した村内全地区の懇談会を終え、大

変な地区があると感じるなか、今後の対応について村長の考

えをお伺いします。

NPOを中心として利用に向
けた取り組みを開始したとこ
ろです。

農地は食料を生産する限り、この食料を生産することが原点で重要だと考えていました。また、農家の皆さんのが食料を生産し販売することで、収入を得て、生計をたてることが何よりも重要なと考えています。

遊休農地の解消対策と生産性をあげることは、同時に進めていく必要があり、収量の増加、品質の良い物を栽培する技術の確立が必要であり、併せて石原議員の言われた、ハウス栽培の技術も、雨量の多い当地域では当然必要になると考えられます。

現在、この栽培技術の導入に対する補助事業は、JAの補助がありますが、村ではこの事業に嵩上げをする等の補助事業は整備されていません。今後、こうした要望が多く出された時に、村としてどのように対応するのがよいのか、その時点で検討したいと考えております。

条例

◆根羽村税条例の一部を改正する条例の制定

◆根羽村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定

東日本大震災の発生により
国の法律改正が行われたこと
により、村の条例改正が行わ
れました。

予算

◆平成二十三年度根羽村一般会計補正予算（第三号）

決算

加し、十四億五千五百九十万円余となりました。

健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

人 事

◆教育委員会委員の任命
教育委員会委員の任期満了に伴い、片桐達司氏の再任について同意されました。

その佛

◆南信州広域連合規約の変更
広域連合の副連合長の人数
に関する規約の改正がされま
した。

◆地方自治法第一八〇条の規定により村長において専決処分できる事項の指定

詳細につきましては六ページをご覧下さい。

◆平成二十三年度根羽村一般会計補正予算（第四号）

公共施設取り壊し費用等により、三百十一万三千円を追

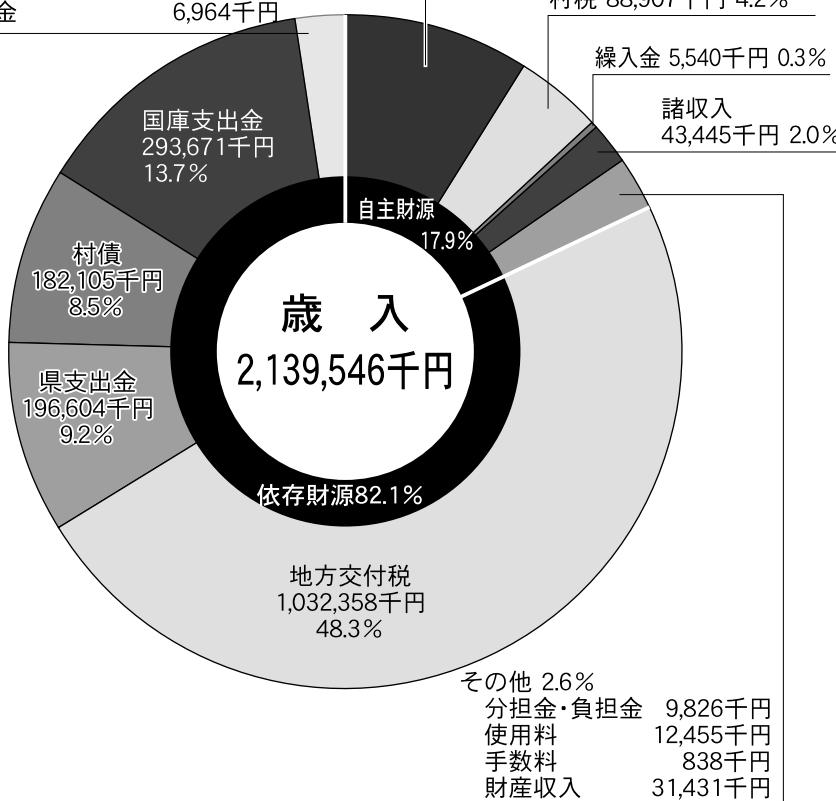
◆平成二十二年度根羽村国民

19億8千2百万円

平成二十二年度の一般会計及び七特別会計の決算が九月定例村議会で認定されました。一般会計と七特別会計の歳出総額は二三億八千七百万余で前年対比四・八%の増となりました。

ここで、村の会計簿であります。通会計（一般会計と村営バス特別会計）の決算概要をお知らせします。

その他 2.4%	
地方譲与税	17,859千円
利子割交付金	443千円
配当割交付金	111千円
株式譲渡所得割交付金	41千円
地方消費税交付金	12,057千円
ゴルフ場利用税交付金	7,203千円
自動車取得税交付金	3,955千円
地方特例交付金	3,238千円
寄付金	6,964千円



◇一般会計・特別会計収支の状況 (単位：金額=千円、率=%)

会計区分	予算現額	収入済額	対前年比	支出済額	対前年比	差引
普通会計	一般会計	2,174,795	2,128,876	3.5	1,971,398	5.6
	村営バス会計	15,185	15,109	△2.5	15,109	△2.5
	会計間調整		△4,439		△4,439	
	小計	2,189,980	2,139,546	3.4	1,982,068	5.5
特別会計	国民健康保険	104,342	104,560	15.1	96,220	23.1
	簡易水道	45,854	43,652	△12.0	42,492	△12.6
	老人医療	150	0	△100.0	0	△100.0
	下水道	116,627	115,324	△12.7	115,324	△12.7
	介護保険	144,192	142,477	9.3	139,148	10.5
	後期高齢	13,180	12,703	2.5	12,703	2.5
	小計	424,345	418,716	0.4	405,887	1.8
	合計	2,614,325	2,558,262	2.9	2,387,955	4.8

まず、歳入の状況をみますと、依存財源の比率は八十二・一%で、このうち地方交付税が全体の四八・三%（対前年比一・〇%減）国庫支出金が十・七・七%（対前年比四・九%減）県支出金が九・二%（対前年比一・二%増）となっています。自主財源の比率は十七・九%でこのうち村税は四・二%

となっています。次に歳出ですが、性質別にみると、普通建設事業費が三十一・八%（対前年比六・三%増）次いで公債費（起債償還）が十九・三%（対前年比十七%減）人件費十一・三%（対前年比〇・一%増）積立金九・六%（対前年比二十三・五%増）となっています。

次に主な事業内容ですが、ケーブルテレビデジタル化事業（二十一年度からの繰越）で一億八千四百万円、性能林業機械導入事業で四千一百万円などとなっています。林道開設事業で一億円、高性能林業機械導入事業で四千一百万円などとなっています。

決算概要 平成22年度 普通会計の歳出総額



▲村道南-3号線改良事業

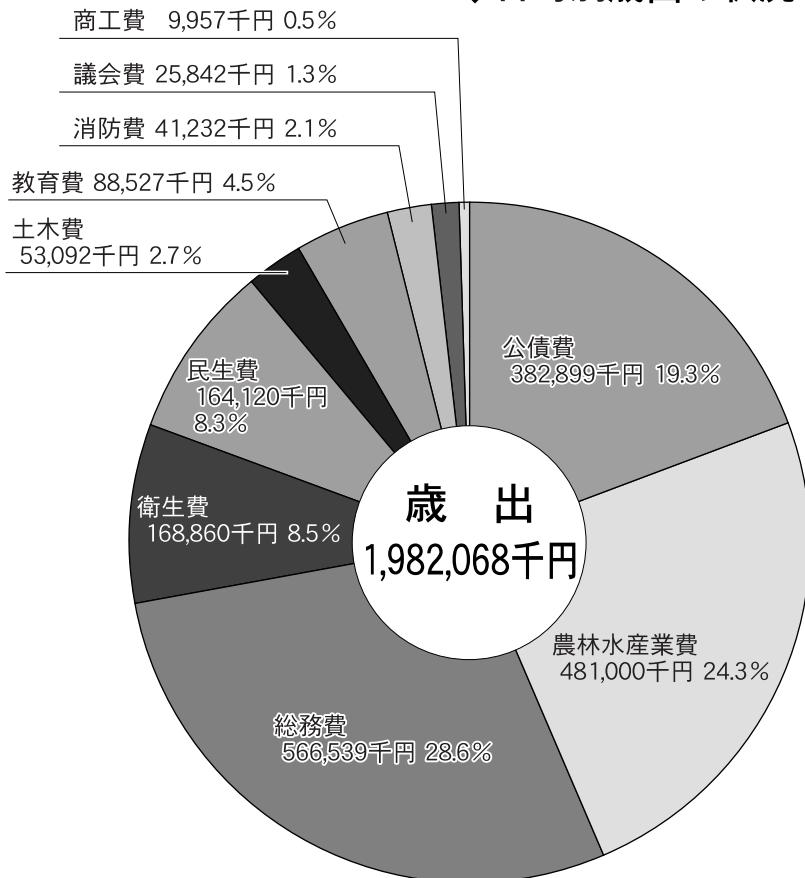


▲スクールバス更新

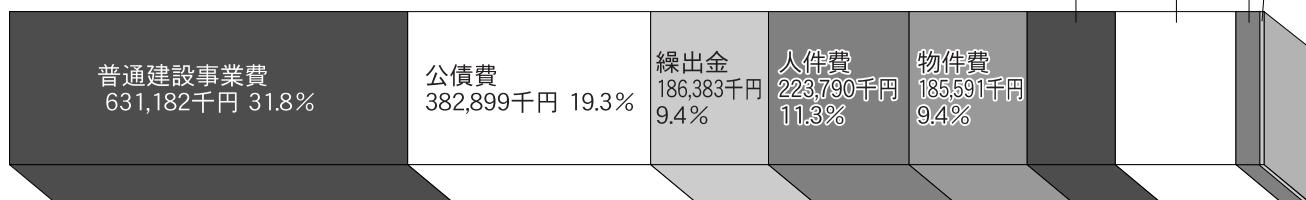


▲高性能林業機械導入

◆目的別歳出の状況



◆性質別歳出の状況



平成22年度決算に基づく健全化判断比率の公表

平成19年に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により平成19年度決算から健全化判断比率の公表が義務づけられました。

平成19年度決算では4つの指標の内、実質公債費比率が早期健全化判断基準である25%を超える25.7%でしたが、22年度決算では当初見込みより低い10.6%となりました。

経費節減、繰上償還の実施等により来年度以降も数値は改善する見込みです。

① 実質赤字比率

一般会計と村営バス会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表したもの

② 連結赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表したもの

③ 実質公債比率

全ての会計を対象とした元利償還金等や一部事務組合等の負担金のうち、地方債の償還に充てたと認められるもの等の標準財政規模に対する比率を表したもの

④ 将来負担比率

全ての会計と一部事務組合や三セク等を含めた将来的に負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表したもの

指標名	根羽村の数値		早期健全化基準	財政再生基準
	22年度決算	21年度決算		
実質赤字比率(%)	—	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率(%)	—	—	20.0	30.0
実質公債比率(%)	10.6	15.9	25.0	35.0
将来負担比率(%)	—	53.0	350.0	

根羽村の人事行政の運営等の状況を公表します

1. 職員数の状況

(4月1日現在)

年度	一般行政									特別行政	公営企業等			総計
	議会	総務	税務	農林	商工	土木	民生	衛生	小計		教育	下水道	その他	
22		6	2	5		1	3	1	18	5	1	2	3	26
23		6	2	4		2	4	1	19	5	1	2	3	27
	0	0	0	△1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1

職員の任免状況

新規採用：3人（H23.4.1付）

退職：1人（H23.3.23付） 1人（H23.3.31付）

2. 人件費の状況

① 普通会計決算

区分	歳出総額	人件費	内給与費			人件費比率
			給料	職員手当	小計	
22年度	1,982,068	223,790	74,416	37,920	112,336	11.3%

※人件費には、議員報酬等各種委員報酬を含む

② 特別職の報酬等の状況

区分	本来額	特例による減給額	区分	本来額	特例による減給額	備考
村長	720,000円	627,000円	議長	244,000円	213,000円	
副村長	641,000円	558,000円	副議長	170,000円	148,000円	
教育長	569,000円	496,000円	常任委員長	158,000円	138,000円	
※副村長・教育長は不在			議員	152,000円	133,000円	

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- ① 1日の勤務時間 8:30～17:30 8時間
- ② 1週間の勤務時間 40時間
- ③ 勤務時間を割り振らない日 土曜日及び日曜日
- ④ 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日
- ⑤ 休暇の種類 年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

- ① 分限処分 地方公務員法第28条第2項第1号及び職員の分限に関する条例第3条第2項の規定による休職 1名
- ② 懲戒処分 該当なし

5. 職員の服務状況 良好

6. 職員の研修等の状況 長野県職員研修センター主催研修等各種研修に参加

7. 職員の福利及び利益の保護の状況

- ① 加盟団体 根羽村職員互助会・長野県市町村職員互助会
- ② 公費負担状況 根羽村職員互助会 20万円 長野県市町村職員互助会 32万円

8. 下伊那郡公平委員会報告

- 勤務条件に関する措置要求 該当なし
- 不利益処分による不服申し立て 該当なし

中学生が議会を体験しました

根羽中学校三年生九名は去る八月三十一日、根羽村役場議場で模擬議会を開きました。

社会科授業で地方自治の仕組みを学ぶ中、村政について調べるうちに浮かび上がった疑問を手紙に書いて村長に提出したところ、模擬議会にて質問に答えることとなつたものです。

生徒からは「生きがいの

裁判員制度

●裁判員候補者名簿記載通知を
まもなく
名簿記載通知を
発送します！

裁判員制度は、平成二十一
年五月二十一日から施行され、

平成二十二年には八六七三人
の方が裁判員として裁判に参

加されています。（同期間に
判決が言い渡された裁判員裁

判の合計は一四二三件です）
国民の皆さまの積極的な参

加により、裁判員制度は円滑
に実施されています。裁判員
制度は、国民の皆さまのご協

力なしには成り立たない制度
ですので、引き続きご理解と
ご協力をお願いいたします。

生徒からは「生きがいの
ためのものです。なお、この段階では、まだ
具体的な事件の裁判員候補者

に選ばれたわけではありません
ので、すぐに裁判所にお越
しいただく必要はありません。
(実際に裁判所にお越しいた
だくことになつた場合には、
別途お知らせします。)

●裁判員候補者名簿ができる
まで
町村の選挙管理委員会が選挙
人名簿から、くじで無作為抽
出した名簿を基に、全国の地
方裁判所で作成されます。

裁判員候補者名簿に登録さ
れる人数は、予想される裁判
員裁判対象事件の数などに
よつて毎年変動しますが、平
成二十四年分の名簿に登録さ
れる人数は、全国で約二八万
六〇〇〇人です。（有権者全
体に占める割合は、約三六五
人に一人）

●調査票について

裁判員候補者名簿に登録さ
れた方には、名簿記載通知の
通知をお送りします。この
通知は、来年二月頃から平成
二十五年二月頃までの間に裁
判所にお越しいただき、裁判
員に選ばれる可能性があるこ
とを事前にお伝えし、あらか
じめ心づもりをしていただく

方々のご負担を軽減するため
にお送りするものですので、
お尋ねする項目に当てはまら
ない方は、返送していただき
ます。
●調査票でお尋ねすること
調査票では、裁判員にな
ることができない職業に就
いているか、一年を通じて
月の大半にわたつて裁判員
となることが困難な特定の
月における辞退希望の有無。
理由をお尋ねします。

裁判員制度ウェブサイトでは、
裁判の情報、裁判員制度に関
するQ&Aなど、様々な情報
をお伝えしていますので、ぜ
ひとご利用ください。

■裁判員制度ウェブサイト http://www.saibain.courts.go.jp/

※名簿記載通知や調査票、辞
退を申し出ることができる事
由などに関する情報はこちら
へどうぞ。

■裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/

※各地の裁判所のウェブサイ
トへは、こちらのウェブサイ
トよりどうぞ。

●裁判員裁判に参加された裁
判員のご意見・ご感想
裁判員裁判に参加された裁

方々のご負担を軽減するため
にお送りするものですので、
お尋ねする項目に当てはまら
ない方は、返送していただき
ます。
●調査票でお尋ねすること
調査票では、裁判員にな
ることができない職業に就
いているか、一年を通じて
月の大半にわたつて裁判員
となることが困難な特定の
月における辞退希望の有無。
理由をお尋ねします。

裁判員へのアンケートの結果に
よれば、参加する前は「あま
りやりたくないなかつた」又は
「やりたくないなかつた」と回答
されました方が合計五三・五%に
上っています。
後では、九五・二%の方が「非
常によい経験と感じた」又は
「よい経験と感じた」と回答
されています。

税務署からのお知らせ

平成23年分青色申告決算説明会と年末調整説明会のお知らせ

青色申告決算説明会

● 営業・不動産所得の方 ●

開催日時／12月7日(水)

10時～11時30分

会場／平谷合同庁舎会議室

対象地域／平谷村・根羽村

● 農業所得の方 ●

開催日時／12月9日(金)

10時～12時

会場／JAみなみ信州阿智支所

公的年金等に係る雑所得を有する方の 所得税の確定申告不要制度の創設について

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

詳しくは、飯田税務署にお問い合わせください。

住所 〒395-8646 飯田市高羽町6-1-5 飯田高羽合同庁舎
電話番号 0265-22-1165

※上記に該当する方であっても、例えば医療費控除などによる、所得税の還付を受けるための確定申告書については提出できます。

※上記に該当する方であっても、例えば上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※上記に該当する方であっても、住民税の申告は必要です。

開催日時

一月一七日(木)
一三時三〇分～
一五時三〇分

会場

阿智村コミュニティーセンター
二階ホール
阿智村駒場四八三

対象地域

阿智村・平谷村・根羽村

年末調整説明会

(自動音声案内の「2」をお選びください。税務署の担当部署におつなぎします。)

(注) 不足する用紙を、説明会会場で受け取れない場合には、用紙のコピーや、一部の用紙については、国税庁のホームページからダウンロードしたものをお使いいただけます。また、従来どおり税務署の窓口でも受け取ることができます。

また、従来どおり税務署の窓口でも受け取ることができます。

長野財務事務所では、借金を抱えお悩みの方を対象としています。相談内容に応じて、弁護士・司法書士などを紹介します。秘密厳守・相談無料です。

問い合わせ先

026-234-2970
(相談窓口直通)

**借金の返済にお困りの方
ご相談ください。**

陸上自衛隊高等工科学生徒 募集案内

1 推薦試験

- 資格：中卒(見込み含む)15歳以上17歳未満
- 受付期間：平成23年11月1日(火)～12月16日(金)
- 推薦試験：平成24年1月7日(土)

2 一般試験

- 資格：中卒(見込み含む)15歳以上17歳未満
- 受付期間：平成23年11月1日(火)～翌年1月6日(金)
- 一次試験：平成24年1月14日(土)

詳しくは、自衛隊長野地方協力本部 飯田出張所までお問い合わせください。

☎ : 026-22-2613

根羽村総合防災訓練が実施される

八月二八日（日）に東海地震を想定した根羽村総合防災訓練が村内全域で行われました。東海地震は観測器によるデータを基に二十四時間体制で前兆現象の監視を行つており、予知できる地震とされています。東海地震はいつ発生してもおかしくない状況であることや、三月十一日に発生した東日本大震災を受け当日は緊張感のある訓練が実施されました。

避難訓練終了後は、各地区で危険箇所や避難地を確認し、地域防災マップの基礎資料作成を行いました。基礎資料を作成する中で、避難地や消火栓等の場所を図上に記載することで場所の再確認や地区内で共通の認識を持つことができ充実した訓練ができました。

今回地区の皆さんで検討して頂いた資料に、急傾斜地や山腹崩壊危険地域、更に防災アセスメント調査結果等を表示し地域防災マップを完成させています。

今回の防災訓練を踏まえ個人でも防災グッズの充実や、安全な場所の確認などを行い、日頃から防災意識の向上に努めましょう。

「土地家屋調査士の行う無料相談会」

飯田会場開催のご案内

日 時
平成二十三年
十一月十三日（日）

時 間
(りんご) 庁舎三階)
第一会議室

受付

午後一時から午後四時
終了

相談内容
一、土地の境界に関するトラブルの悩み
二、土地建物に関する登記等のこと

相談時間
一件 三〇分

会 場
飯田市地域交流センター

※尚、当日は混雑も予想されます。

れ会場でお待ち頂く場合も考えられます。あらかじめご予約いただき、お越しくださることをお勧めします。

ご予約は、長野県土地家屋調査士会事務局までお願ひします。

☎〇二六一・二三三一・四五五六
午前一〇時～午後三時
(正午から午後一時までを除く)

この機会に、ぜひ賃金の確認をしてみてください。
お問い合わせは、飯田労働基準監督署(☎〇二六五一・二一二六三五)までお願いします。

長野県最低賃金改正のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が、平成二三年一〇月一日から時間額六九四円に改正されました。

この機会に、ぜひ賃金の確認をしてみてください。

長野県行政書士会 無料相談会のお知らせ

長野県行政書士会では、毎月第3水曜日に、対面及び電話による無料相談会を開催しています。

詳しい日程等は下記のとおりです。

日 時 毎月第3水曜日
午前10:30～午後3:00

場 所 長野県行政書士会館
〒380-0836
長野市南県町1009-3

電話相談 時間内同時受付

相談内容 相続手続・遺言の手続、各種契約書、権利義務関係等の手続、成年後見等日常生活における諸手続

問い合わせは、長野県行政書士会までお願いします。
〒380-0836 長野市南県町1009-3

T E L : 026-224-1300
F A X : 026-224-1305

平成23年度無料相談会日程

平成23年／11月16日、12月21日

平成24年／1月18日、2月22日、3月21日